

国営かんがい排水事業実施要綱

平成元年7月7日付け元構改D第532号
最終改正 令和7年4月1日付け6農振第2893号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

農林水産事務次官

第1 目的及び趣旨

- 1 国営かんがい排水事業（以下「本事業」という。）は、農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用排水施設の整備を行い、もって農業の生産性の向上、農業構造の改善等に資することを目的とする。
- 2 本事業の実施については、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）及び土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 事業の内容

- 1 本事業については、おおむね3,000ha（北海道、沖縄県、奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）及び離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（北海道、沖縄県又は奄美群島に属するものを除く。）をいう。以下同じ。）において行われるもの並びに畑に係るものにあつては、1,000ha）以上の地積にわたる土地を受益地として実施することを基本とする一般型と、おおむね500ha（畑に係るものにあつては、100ha）以上の地積にわたる土地を受益地として実施することを基本とする特別型に分類するものとする。

また、本事業の分類、種類及びそれぞれの内容は、次の表のとおりとする。

事業の分類	事業の種類	事業の内容	
		新設事業 (農業用排水施設の新設)	更新事業 (農業用排水施設の変更又は廃止)
一般型	かんがい排水事業	農業用排水施設の整備を行う事業であって、以下の各事業に該当しないもの	
	直轄明渠排水事業	北海道の区域内において排水施設の整備を行う事業であって、田以外の農用地の面積の受益地の面積に占める割合が2分の1以上であるもの	
	内水排除事業	北海道の区域内において排水施設の整備を行う事業であって、農用地のたん水排除を主な目的とするもの	
	国営造成土地改良施設整備事業	—	国営土地改良事業により造成された基幹的な農業用排水施設に係る軽微な変更の事業
	国営環境保全型かんがい排水事業	別紙1に定めるところにより、北海道又は沖縄県の区域内において水質浄化機能等多面的な機能を有する農業用排水施設の整備を行う事業であって、畑地帯において行うもの	
	国営流域水質保全機能増進事業	別紙2に定めるところにより、農業用排水施設の整備を行う事業であって、循環かんがいシステム等による水質保全機能の増進を図ることを目的とするもの	
	国営農業用水再編対策事業	別紙3に定めるところにより、農業用排水施設の整備を行う事業であって、農業用水の効率的な利用等を図り、水資源の有効利用に資することを目的とするもの	
	国営農業用水再編対策事業 (地域用水機能増進型)	別紙4に定めるところにより、農業用排水施設の整備を行う事業であって、農業用水の効率的な利用等を図り、地域用水機能の増進に資することを目的とするもの	

事業の分類	事業の種類	事業の内容	
		新設事業 (農業用排水施設の新設)	更新事業 (農業用排水施設の変更又は廃止)
特別型	高収益作物導入促進事業	別紙5に定めるところにより、高収益作物の導入促進に資する農業用排水施設の整備を行う事業	
	国営水利システム再編事業 (農地集積促進型)	別紙6に定めるところにより、農地集積の促進に資する農業用排水施設の整備を行う事業	
	国営流域治水対策事業	別紙7に定めるところにより、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」(令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定)に基づく治水協定を締結済み又は締結する見込みの農業用ダム(以下「治水協定ダム」という。)の利水機能の確保及び洪水調節機能の強化のための農業用排水施設の整備並びに流域治水対策に資する農業用排水施設の整備を行う事業	
	低炭素農業水利システム構築事業	別紙8に定めるところにより、低炭素型の農業水利システムへの移行のための農業用排水施設の整備を行う事業	
	国営施設集約再編事業	—	別紙9に定めるところにより、農業用排水施設について、老朽化等による機能低下がみられる施設の集約・再編を伴う整備を行う事業
	国営施設機能保全総合対策事業	—	別紙10に定めるところにより、農業用排水施設の機能を総合的に保全するための整備を行う事業

2 本事業の対象となる農業用排水施設は、次に掲げる場合を除き、末端支配面積(当該施設の利益を受ける農用地の面積をいう。以下同じ。)がおおむね500ha(畑に係るものにあつては100ha)以上のものとする。

- (1) 北海道及び離島において行われる排水施設に係る事業(直轄明渠排水事業として行われるものを除く。)については、末端支配面積がおおむね200ha(畑に係るものにあつては100ha)以上のもの
- (2) 直轄明渠排水事業については、末端支配面積がおおむね100ha以上のもの
- (3) 沖縄県及び奄美群島において行われる農業用排水施設に係る事業については、末端支配面積がおおむね200ha(畑に係るものにあつては50ha)以上のもの
- (4) 重要度及び緊急性が高い施設として農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局

長」という。)が別に定める要件に該当する施設(以下「重要度及び緊急性の高い施設」という。)の整備については、末端支配面積がおおむね100ha以上のもの

- 3 2にかかわらず、畑を受益地とする農業用排水施設に係る事業において、多目的かんがいの実施の必要性又は地形若しくは営農団地の状況等の要因から、末端支配面積がおおむね20ha以上100ha未満(沖縄県及び奄美群島にあつては、20ha以上50ha未満)のファームポンド等を設置することが必要である場合にあつては、2の農業用排水施設に加えて、当該ファームポンド等までの農業用排水施設を本事業の対象とすることができるものとする。
- 4 2にかかわらず、田を受益地とする農業用排水施設に係る事業において、営農状況の変化等による水需要の変動に対応するため、末端支配面積がおおむね100ha以上500ha未満のファームポンド等を設置することが必要である場合にあつては、2の農業用排水施設に加えて、当該ファームポンド等までの農業用排水施設を本事業の対象とすることができるものとする。
- 5 2及び3にかかわらず、畑を受益地とする農業用排水施設に係る事業において、先行核地域(農村振興局長が別に定める基準に該当する一の地域をいう。以下同じ。)に係る農業用水施設の整備を先行して実施する場合については、末端支配面積がおおむね5ha以上のものを本事業の対象とすることができるものとする。
- 6 令第49条第1項第2号及び第4号の2に掲げる事業のうち、農用地の災害を防止するために行うため池の変更は、本事業と併せ行うものとし、次に掲げるため池及びこれに関連する農業用排水施設を対象とするものとする。
 - (1) 国営土地改良事業によって生じた農業用排水施設と一体となって機能を発揮するもの
 - (2) 末端支配面積がおおむね300ha以上(複数の農業用ため池を整備する場合にあつては、末端支配面積がおおむね20ha以上かつ農業用ため池の受益面積の合計がおおむね300ha以上)
- 7 2から6までにかかわらず、農業用排水施設の配置、ほ場の整備状況等の要因により、2から6までに掲げる末端支配面積に満たない農業用排水施設に係る農業水利制御システム(農業用排水施設に附帯する水位や流量等の管理を総合的に行うシステムをいう。以下同じ。)の整備を行うことが必要である場合にあつては、2から6までの農業用排水施設に加えて、当該システムの整備を対象とすることができるものとする。
- 8 2から6までの農業用排水施設に係る農業水利制御システムの整備に加えて、農村振興局長が別に定める要件に該当する農業水利制御システムを整備することにより、適切な配水及び水管理労力の削減が可能となると見込まれる場合にあつては、農村振

興局長が別に定めるところにより、当該要件に該当する農業水利制御システムの整備をモデル事業として実施することができるものとする。また、モデル事業に必要な経費は、全額国庫負担とし、本事業の事業費には含まれないものとする。

- 9 令第49条第1項第4号の事業の対象となる農業用排水施設は、当該施設の整備を行った国営土地改良事業の受益地がおおむね3,000ha（田以外の農用地を受益地とするものにあつては、おおむね1,000ha）以上現に存する地域の農業用排水施設とし、令第49条第1項第4号の農林水産大臣が定める基準は次に掲げるものとする。

(1) 当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準

地域の農業水利システムの体系において重要な機能を担う基幹的な農業用排水施設であつて、通水量等がおおむね $0.5\text{m}^3/\text{s}$ （重要度及び緊急性の高い施設の整備にあつては通水量等がおおむね $0.1\text{m}^3/\text{s}$ 、田以外の農用地を受益地とするものにあつては受益地100ha当たりの通水量等がおおむね $0.03\text{m}^3/\text{s}$ ）を超えるもの又はそれに相当する能力を有するものであり、かつ、老朽化が著しいことから、その維持管理に多大の支障が生じ、又は生じるおそれがあるもの

(2) 当該事業の工事に係る技術の内容等を勘案して定める基準

おおむね150kPa以上の水圧を必要とする末端給水栓を含む配水系パイプラインに用水を供給する施設又は軟弱地盤等に立地する施設に係る事業であること

- 10 1に規定する事業については、一度発生すれば大災害になり得る地震動に対して必要な耐震性を有していない農業用排水施設の変更（以下「耐震化対策」という。）、地盤沈下や流域開発等の他動的要因に起因して機能が低下している農業用排水施設の機能回復のため必要な当該施設の変更（以下「地域防災対策」という。）若しくは豪雨により排水能力不足が顕著となった農業用排水施設の豪雨災害を防止するために必要な当該施設及び当該施設に関連する農業用排水施設の新設、廃止若しくは変更（以下「豪雨災害対策」という。）又はこれら2つ以上の対策と一体的に行うことができるものとする。

この場合において、耐震化対策、地域防災対策又は豪雨災害対策を行う施設については、2から9までにかかわらず、末端支配面積がおおむね300ha以上のものを本事業の対象とすることができるものとし、地域防災対策又は豪雨災害対策を行う施設について、次の(1)から(3)までを満たす場合にあつては末端支配面積がおおむね100ha以上のものを本事業の対象とすることができるものとする。

ただし、地域防災対策を行う農業用ダム等（国営土地改良事業等で造成されたダムその他のえん堤をいう。）については、都府県において行うものにあつては、末端支配面積がおおむね3,000ha（田以外の農用地を受益地とするもの又は土地改良法第87条の2第1項第2号口の規定により行うものにあつては、おおむね1,000ha）以上、北海道において行うものにあつては、おおむね500ha（国が造成した施設以外のものにあつては、おおむね1,000ha）以上のものを本事業の対象とすることができるものとする。

(1) 受益地内で以下に掲げるいずれかの流域治水対策が実施されること。

ア 流域治水プロジェクト（次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進する「流域治水プロジェクト」をいう。）が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの

① 流域治水プロジェクトの推進について（令和2年6月10日付け国水河計第16号・国水環第26号・国水治第30号・国水下事第19号・国水下流第12号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

② 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について（令和2年10月27日付け国水河計第39号・国水環第61号・国水治第85号・国水下事第38号・国水下流第26号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

イ 治水協定（「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づき締結される協定をいう。）の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの

ウ 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの

(2) 対象となる全ての施設について一元的に管理が行われること。

(3) 当該施設をそれぞれ単独で整備及び管理する場合に比して、整備及び管理に係る費用の低減が図られること。

11 10に規定する地域防災対策又は豪雨災害対策を行う農業用排水施設のうち、次の(1)から(3)までを満たす場合にあっては末端支配面積がおおむね20ha以上のものを本事業の対象とすることができるものとする。

(1) 10の規定により整備する施設の末端からおおむね1km以内に存するもの。

(2) 主要道路、鉄道等に隣接又はこれらを横断し、施設の損壊、機能停止等が発生した際に、人命・財産等への影響が大きいもの。

(3) 本事業で一体的に行うことが効率的かつ経済的であるもの。

12 1に規定する事業については、農村振興局長が別に定めるところにより、農道の整備を一体的に行うことができるものとする。

13 法第87条の2第1項第3号に掲げる事業として実施する場合については、末端支配面積がおおむね1,000ha（畑に係るものにあつては300ha）以上の農業用排水施設の更新を含むものであつて、おおむね3,000ha（畑に係るものにあつては、1,000ha）以上の地積にわたる土地を受益地として実施する場合とする。

第3 広域基盤整備計画

地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他都府県にあつては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をい

う。以下同じ。)は、農村振興局長が別に定める要件に合致する地域については、原則として、水系又は広域営農団地(広域営農団地育成対策要綱(昭和46年6月10日付け46農政第2741号農林水産事務次官依命通達)第2に規定する地域)を単位とした一定の農業地域を対象に、農村振興局長が別に定めるところにより、複数の基幹的農業水利施設を計画的かつ機動的に整備更新するための広域基盤整備計画を策定することとし、このために必要な広域基盤整備計画調査を実施するものとする。なお、当該調査に必要な経費は、本事業の事業費には含まれないものとする。

第4 地区調査、全体実施設計及び施設長寿命化検討調査

地方農政局長等は、本事業の採択に先立ち、原則として、次により地区調査及び全体実施設計を行うものとする。また、必要に応じて施設長寿命化検討調査を行うものとする。

1 地区調査

- (1) 地区調査は、地方農政局長等の上申に基づき、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の実施の必要性、技術的可能性、経済的妥当性について検討を行うものとし、本事業の土地改良事業計画の案を作成するものとする。
- (2) 地区調査に必要な経費は、本事業の事業費には含まれないものとする。

2 全体実施設計

- (1) 全体実施設計は、農村振興局長が別に定めるところにより、1の土地改良事業計画の案における工事計画に係る詳細な設計を行うものとする。
- (2) 全体実施設計に必要な経費は、本事業の事業費に含まれるものとする。

3 施設長寿命化検討調査

- (1) 施設長寿命化検討調査は、農村振興局長が別に定めるところにより、予算の範囲内において、施設の機能診断並びに施設の機能の保全及び長寿命化に資する事項について検討するものとし、これらの事項を定めた施設の長寿命化に配慮した更新整備計画(以下「施設長寿命化計画」という。)を作成するものとする。
- (2) 施設長寿命化検討調査の対象となる地区は、国営土地改良事業が実施される予定の地区であって、老朽化等により施設の機能低下がみられるものであることとする。
- (3) 施設長寿命化検討調査に必要な経費は、全額国庫負担とし、本事業の事業費に含まれないものとする。

第5 指定工事

本事業について、指定工事(令第52条の2第4項第2号に規定する指定工事をいう。以下同じ。)を定めようとするときは、本事業の施設の工事のうち早期に完了すべき工事を土地改良事業計画において指定工事として指定するものとする。

第6 施設の区分

1 本事業の施設を、原則として次の表により基幹施設と一般施設に区分する。

	基幹施設	一般施設
ダム	堤高が15m以上のもの	基幹施設に該当しないもの
頭首工 用排水機場 排水樋門	末端支配面積がおおむね1,000ha（畑に係るものについては300ha）以上のもの	同上
排水路	末端支配面積がおおむね1,000ha（畑に係るものにあつては300ha）以上の区間	同上
用水機場	末端支配面積がおおむね1,000ha（畑に係るものにあつては300ha）以上のもの	同上
用水路	末端支配面積がおおむね1,000ha（畑に係るものにあつては300ha）以上の区間	同上

2 基幹施設に区分される施設であつて、軽微な変更の工事に係る施設及び事業費（軽微な変更の工事に係る事業費を除く。）がおおむね50億円に満たない工事に係る施設については、第1項の規定に基づく区分にかかわらず、当該基幹施設を一般施設として区分するものとする。

3 国営流域治水対策事業において、治水協定ダムの洪水調節機能の発揮を図る上で治水協定ダムと連動した操作が必要不可欠な施設については、第1項の規定に基づく区分にかかわらず、当該施設を当該治水協定ダムと一体のものとして区分するものとする。

4 低炭素農業水利システム構築事業において、第1項の表に掲げる施設の維持管理費軽減のための発電施設については、当該発電施設を当該表に掲げる施設と一体のものとして区分するものとする。

第7 事業の採択等

1 農林水産大臣は、調査及び全体実施設計の結果に基づき、予算の範囲内において、本事業の採択を行うものとする。この場合、指定工事を指定した本事業については、原則として、指定工事に係る部分と指定工事以外の工事に係る部分とを区分して採択するものとする。

2 農林水産大臣は、第3の広域基盤整備計画に位置付けられた施設の整備更新に係る

事業の新規採択及び予算の配分に当たっては、これを優先するよう配慮するものとする。

- 3 農林水産大臣は、本事業の採択を行った場合には、速やかにその開始に係る手続きを了し、本事業に着手するものとする。

第8 都道府県に負担させる負担金の額の算定方法等

1 本事業に係る都道府県に負担させる負担金の額は、次により算定するものとする。

(1) 本事業（(2) 及び(3)を除く。）

次の式により算定するものとする。

$$A = B - \sum (C_i \times D_i) + E$$

A : 都道府県に負担させる負担金の額（以下同じ。）

B : 当該事業に要する額（以下同じ。）

C_i : 基幹施設の工事についてアに定める区分ごとに要する費用の額及び一般施設の工事に要する費用の額

D_i : イに定める区分ごとの国の負担割合

E : 当該事業の施行期間中に係る利息の額（以下同じ。）

ア 基幹施設の種類及び規模の区分

施設の種類	施設の規模	
	(1)	(2)
ダム	末端支配面積がおおむね5,000ha（畑に係るものにあつては、2,000ha）以上かつ有効貯水量おおむね7,000千m ³ （畑に係るものにあつては、2,000千m ³ ）以上のもの	左に該当しないもの
頭首工	末端支配面積がおおむね5,000ha（畑に係るものにあつては、2,000ha）以上のもの	末端支配面積がおおむね5,000ha（畑に係るものにあつては、2,000ha）未満であり、おおむね1,000ha（畑に係るものにあつては、300ha）以上のもの
排水機場 排水樋門	末端支配面積がおおむね5,000ha（畑に係るものにあつては、2,000ha）以上のもの	末端支配面積がおおむね5,000ha（畑に係るものにあつては、2,000ha）未満であり、おおむね1,000ha（畑に係るものにあつては、300ha）以上のもの
排水路	—	末端支配面積がおおむね1,000ha（畑に係るものにあつては、300ha）以上の区間
用水機場	—	末端支配面積がおおむね1,000ha（畑に係るものにあつては、300ha）以上のもの
用水路	—	末端支配面積がおおむね1,000ha（畑に係るものにあつては、300ha）以上の区間

注1：国営流域治水対策事業において、治水協定ダムの洪水調節機能の発揮を図る上で治水協定ダムと連動した操作が必要不可欠な施設については、当該施設を当該治水協定ダムと一体のものとして区分するものとする。

2：低炭素農業水利システム構築事業において、この表に掲げる施設の維持管理費節減のための発電施設については、当該発電施設を当該表に掲げる施設と一体のものとして区分するものとする。

イ 国の負担割合

国の負担割合は、次の表のとおりとする。

		国の負担割合				
		都府県	北海道及び離島		沖縄県	奄美群島
			田	田以外		
基幹施設	アの表の(1)の区分	70/100	85/100	85/100	90/100ただし、ため池に係る部分については、95/100	90/100
	アの表の(2)の区分	2/3	75/100	80/100ただし、ため池に係る部分については、85/100		
一般施設						

注：「都府県」には、離島、沖縄県及び奄美群島の区域を含まないものとする。

ウ 国の負担割合の特例

(ア) かんがい排水事業以外の事業との共同事業で新設又は変更（新たに農業用水の開発を行うことを目的とするものに限る。）されるダムに要する費用についての国の負担割合（北海道における田以外に係る部分を除く。）は、イの規定にかかわらず、都府県にあつては2/3、北海道及び離島にあつては75/100とする。

(イ) 都府県の特殊土壌地帯（特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）第2条第1項に基づき指定された地域をいう。以下同じ。）においては、ダム及び頭首工についてのアの表については下表のとおり読み替えるものとする。

施設の種類	施設の規模	
	(1)	(2)
ダム	末端支配面積がおおむね5,000ha（畑に係るものにあつては、1,000ha）以上かつ有効貯水量おおむね7,000千 ³ m（畑に係るものにあつては、1,000千 ³ m）以上のもの	左に該当しないもの
頭首工	末端支配面積がおおむね5,000ha（畑に係るものにあつては、1,000ha）以上のもの	末端支配面積がおおむね5,000ha（畑に係るものにあつては、1,000ha）未満であり、おおむね1,000ha（畑に係るものにあつては、300ha）以上のもの

(ウ) 第2の3により行う事業にあつては、末端支配面積100ha未満（沖縄県及び奄美群島にあつては50ha未満）の部分の工事に係る国の負担割合、第2の4により行う事業にあつては、末端支配面積500ha未満の部分の工事に係る国の負担割合、第2の7により行う事業のうち農村振興局長が別に定める要件に該当しない部分の工事に係る国の負担割合及び第2の11により行う事業にあつて、末端支配面積300ha未満（第2の10の(1)から(3)までを満たす場合は末端支配面積100ha未満）の部分の工事に係る国の負担割合は、イの規定にかかわらず、下表のとおりとする。

区 分	国の負担割合
ア. 都 府 県	50%
イ. 北 海 道	50%
ウ. 離 島	50%
エ. 沖 縄 県	80%
オ. 奄美群島	65%

(エ) 第2の12により行う農道の整備にあつては、国の負担割合は、イの規定にかかわらず、下表のとおりとする。

区 分	国の負担割合
ア. 都 府 県	50%
イ. 北 海 道	55%
ウ. 離 島	55%
エ. 沖 縄 県	85%
オ. 奄美群島	75%

(2) 第2の5に規定する先行核地域を対象とする畑地かんがい施設の整備を含む事業
総合土地改良事業実施要綱（昭和38年10月23日付け38農地B第3742号農林事務次官依命通知）第4の1の（3）に定める式における「一般方式」を「本項に規定する先行核地域を対象とした畑地かんがい施設の整備を含む事業以外のかんがい排水事業の実施方式」と読み替えて算定した修正国庫負担率を1から控除した数値に当該事業に要する額を乗じて得た額とする。

(3) 国営造成土地改良施設整備事業、直轄明渠排水事業及び内水排除事業
次の式により算定するものとする。

$$A = B \times (1 - D) + E$$

D : 次の表に掲げる事業の種類に応じた国の負担割合

事業の種類	国の負担割合
国営造成土地改良施設整備事業 都府県において行われるもの 北海道において行われるもの	2 / 3 75/100 ただし、事業費のうち、田以外に係る部分（ため池に係るものを除く。）については80/100、田以外のため池に係る部分については85/100
直轄明渠排水事業及び内水排除事業	75/100 ただし、事業費のうち田以外に係る部分については、80/100

2 負担金（地元負担部分に限る。以下同じ。）の都道府県の支払の始期

(1) 負担金の支払の始期は、事業完了の翌年度とする。ただし、令第52条の2第4項第1号の適用がある場合はこの限りではない。

(2) 指定工事の指定がある場合には、指定工事に係る負担金の部分の支払の始期は、原則として指定工事完了の翌年度とする。

第9 委任

本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

附 則（令和7年4月1日付け6農振第2893号）

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の国営かんがい排水事業実施要綱別紙7に規定する国営洪水調節機能強化事業として前項に規定する施行の日までに採択され、施行の日以降も実施することを予定している事業の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 この通知による改正後の別紙8の第2の1の(2)の規定は、令和7年4月1日以降に当該事業を実施した場合に適用し、その他の場合については、なお従前の例による。

(別紙 1)

国営環境保全型かんがい排水事業

第 1 目的

国営環境保全型かんがい排水事業（別紙 1 において「本事業」という。）は、環境保全に資する各種事業等との連携の下に、水質浄化機能等多面的な機能を有する農業用排水施設の整備を行い、農業生産性の向上を図り、併せて環境保全型農業の推進に資することを目的とする。

第 2 事業の内容

本事業は、令第 49 条第 1 項第 1 号に掲げる事業であって、環境保全型農業農村基本計画（第 3 に定めるものをいう。以下「基本計画」という。）に基づき、環境保全に資する各種事業等との連携を図り、水質浄化機能等多面的な機能を有する農業用排水施設の整備を行い、農業生産性の向上を図り、併せて環境保全型農業の推進に資することを目的として行う事業であって、本要綱第 2 の 2 に定めるところにかかわらず、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- 1 北海道又は沖縄県（以下「北海道等」という。）の区域内における畑地帯であって、基本計画が策定され、これに基づき環境保全型農業の推進に積極的な取組がなされることが見込まれる地域において施行するものであること。
- 2 農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、受益地のうち畑の地積がおおむね 1,000ha（沖縄県の区域内におけるため池の新設又は変更を目的とするものにあつては、500ha）以上であること。
- 3 本事業の対象となる農業用排水施設のうち畑に係るものにあつては、末端支配面積が、おおむね 5 ha 以上であること。

第 3 環境保全型農業農村基本計画

- 1 対象地域の市町村長（1つの事業実施地区の範囲が 2 以上の市町村の区域にわたる場合にあつては、原則として主たる市町村の長とする。以下同じ。）は、環境保全に資する各種事業等との連携の下に、本事業による生産性向上を図りつつ、環境への負荷の軽減に配慮した持続的な農業の推進を目的として、環境保全型農業農村基本計画を作成するものとする。
- 2 市町村長は、北海道知事又は沖縄県知事（以下「北海道知事等」という。）を經由して、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長（以下「北海道開発局長等」という。）に基本計画を提出するものとする。北海道開発局長等は、提出のあつた基本計画に意見を付して農村振興局長に進達するものとする。
- 3 農村振興局長は、2 に定めるところにより進達のあつた基本計画の内容が適当と認められるときは、当該基本計画を承認し、その旨を北海道開発局長等を經由して北海道知事等に通知するものとする。また、通知を受けた北海道知事等は、基本計画の承認があつた旨を市町村長に通知するものとする。

第4 他の施策との関連等

本事業は、地域の実情に応じつつ、農業生産総合対策事業（農業生産総合対策事業実施要領（平成12年4月1日付け12農産第1550号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）、畜産振興総合対策事業（畜産振興総合対策事業実施要綱（平成12年4月1日付け12畜B第310号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）、畜産環境総合整備事業（畜産環境総合整備事業実施要綱（平成7年4月1日付け7畜B第326号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）、畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備事業実施要綱（平成9年10月8日付け9構改D第238号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいう。）等との連携並びにその活用に配慮し、総合的に実施するものとする。

第5 その他

国営環境保全型かんがい排水事業実施要綱（平成9年11月25日付け9構改D第221号農林水産事務次官依命通知）の廃止前に採択されている本要綱第2の1に規定する事業（本事業を除く。）であって、第2の要件に該当する地区については、農村振興局長が別に定めるところにより、この別紙1に基づく事業とすることができる。

(別紙 2)

国営流域水質保全機能増進事業

第 1 目的

食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）においては、自然循環機能の維持増進により農業の持続的な発展を図るため、環境との調和に配慮しつつ、農業用排水施設の機能の維持増進を図ることとされている。このため、環境保全型農業等の推進を指向している地域を含む一定の広がりを持つ流域等を対象に、農業用排水施設の更新に併せて、水質保全機能の増進に資する農業用排水施設を整備し、循環かんがいシステム等による農業用水の水質保全を図り、もって農業経営の安定及び近代化並びに流域の水質保全に資するものとして、国営流域水質保全機能増進事業（別紙 2 において「本事業」という。）をモデル的に実施するものとする。

第 2 事業の内容

本事業は、法に基づく農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、本要綱第 2 の 2 に定めるところにかかわらず、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。

- 1 受益面積がおおむね 3,000ha（北海道、離島、沖縄県及び奄美群島にあつては、おおむね 1,000ha（ため池の新設又は変更にあつては、おおむね 500ha））以上のものであること。
- 2 末端支配面積がおおむね 500ha（畑に係るものにあつては 100ha）以上の施設（これらの施設と一体的に機能を発揮する施設であつて末端支配面積がおおむね 5ha 以上であるものを含む。）に係るものであること。
- 3 農業農村整備事業の計画的・重点的展開を図るための広域農業農村整備促進計画が策定されている高生産性優良農業地域において行われるものであること。
- 4 環境保全型農業を指向している地域として、受益市町村において環境保全型農業の推進に関する指針が策定されていること。
- 5 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく水質基準が未だ達成されていない水域を含む流域又は引き続き当該基準の達成の確保のための措置を必要であるとして、特に法律、条例等に位置付けられた水域を含む流域に係るものであること。
- 6 本事業の申請に係る土地改良区又は市町村に、農村振興局長が別に定める地域用水対策協議会が設置されていること。

第 3 他の施策との関連等

農林水産大臣は、事業の実施に当たり、農村地域防災減災事業実施要綱（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2114 号農林水産事務次官依命通達）に基づく水質保全対策事業その他流域の水質保全に資する事業との連携に配慮するものとする。

第4 その他

国営流域水質保全機能増進事業実施要綱(平成12年3月24日付け12構改D第263号農林水産事務次官依命通知)の廃止前に採択されている本要綱第2の1に規定する事業(本事業を除く。)であって、第2の要件に該当する地区については、農村振興局長が別に定めるところにより、この別紙2に基づく事業とすることができる。

(別紙 3)

国営農業用水再編対策事業

第 1 目的

国営農業用水再編対策事業（別紙 3 において「本事業」という。）は、都市化の進展等に伴う水田面積の減少等により農業用水の利用形態が大きく変動している地域において、農業用水施設の整備を図ることにより農業用水の適正な利用を図り、もって農業経営の安定及び近代化に資するとともに、併せて、この結果生み出される余剰水を新たに農業用水、地域用水、都市用水等として活用することにより、水資源の有効利用に資すること（以下「農業用水の再編」という。）を目的とする。

第 2 事業の内容

本事業は、令第 49 条第 1 項第 1 号に掲げる事業であって、農業用水の再編を目的として行う事業であって、本要綱第 2 の 2 に定めるところにかかわらず、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。

- 1 農業用水施設の新設、廃止又は変更であって、おおむね 3,000ha 以上の地積にわたる土地を受益地とすること。
- 2 本事業の対象となる施設は、末端支配面積がおおむね 5 ha 以上であること。ただし、管水路にあっては、末端支配面積の制限を設けないものとする。

第 3 事業の実施地域

本事業は、次の 1 又は 2 のいずれかに該当する地域において実施する。

- 1 次の算式により算定される再編水量が 0.5m³/s 以上であること。

$$\text{再編水量} = \text{既得水利権水量} - \text{更新水利権水量}$$

- 2 次の算式により算出される比率が 10% 以上であること。

$$\frac{\text{既得水利権水量} - \text{更新水利権水量}}{\text{既得水利権水量}} \times 100$$

第 4 農業用水再編整備計画

地方農政局長等は、本事業を実施しようとする地域を対象として、農業用水の適正な利用及び確保並びに水資源の有効利用を図るための農業用水再編整備計画を作成し、農村振興局長の承認を受けるものとする。

(別紙 4)

国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）

第 1 目的

国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）（別紙 4 において「本事業」という。）は、農業用排水施設の整備を行うに当たり、地域用水機能を正當に評価した上で、農業用水の循環利用を積極的に促進することにより、農業用水の更なる効率的な利用等を図り、もって農業経営の安定及び近代化に資することを目的とし、併せて地域用水機能の増進に資するものとする。

第 2 定義

本事業における地域用水機能とは、かんがい用水である農業用水が有する生活用水機能、防火用水機能、景観保全機能、消流雪用水機能等をいう。

第 3 事業の内容

本事業は、法に基づく農業用排水施設の新設、廃止又は変更であつて、本要綱第 2 の 2 に定めるところにかかわらず、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。

- 1 受益面積がおおむね 3,000ha（北海道、離島、沖縄県及び奄美群島にあつては、おおむね 1,000ha（ため池の新設又は変更にあつては、おおむね 500ha））以上のものであること。
- 2 対象となる施設の末端支配面積がおおむね 5 ha 以上であること。
- 3 地域用水機能の維持・増進を目的として土地改良区又は市町村（以下「土地改良区等」という。）が作成した地域用水環境整備計画（以下「環境整備計画」という。）との整合性が図られていること。
- 4 本事業の申請に係る土地改良区等に、農村振興局長が別に定める地域用水対策協議会が設置されていること。

第 4 環境整備計画の承認

- 1 本事業の申請が見込まれる地域をその区域に含む土地改良区等は、農村振興局長が別に定めるところにより環境整備計画を策定し、農村振興局長の承認を受けるものとする。
- 2 1 の承認を受けようとする土地改良区等は、都道府県知事を経由して、地方農政局長等へ環境整備計画を提出するものとし、地方農政局長等は、提出のあった環境整備計画に意見を付して農村振興局長へ進達するものとする。
- 3 農村振興局長は、進達のあった環境整備計画の内容が地域用水機能の維持・増進に関する事項として別に定める基準に該当すると認めるときは、1 の承認をするものとし、その旨を地方農政局長等に通知するものとする。地方農政局長等は、環境整備計画の承認のあった旨の通知を受けたときは、都道府県知事を経由して、その旨を当該

土地改良区等へ通知するものとする。

第5 その他

国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）実施要綱（平成10年4月8日付け10構改D第217号農林水産事務次官依命通知）の廃止前に採択されている本要綱第2の1に規定する事業（本事業を除く。）であって、第3の要件に該当する地区については、農村振興局長が別に定めるところにより、この別紙4に基づく事業とすることができる。

(別紙 5)

高収益作物導入促進事業

第 1 目的

高収益作物導入促進事業（別紙 5 において「本事業」という。）は、高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な基幹施設と一体的な末端用排水施設の整備を推進するとともに、地域の取組レベルに応じた高収益作物の導入及び定着のための支援を行い、もって地域全体での営農転換の推進に資することを目的とする。

第 2 事業の内容

- 1 本事業は、法に基づく農業用排水施設の新設、廃止又は変更を行う事業であって、本要綱第 2 の 2 及び 9 に定めるところにかかわらず、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。
 - (1) 農村振興局長が別に定める高収益作物導入計画における目標年度（別紙 5 において「目標年度」という。）までに当該事業の受益農地における作付面積に占める高収益作物の作付面積の割合が 5 パーセントポイント以上又は高収益作物の作付面積が 100ha 以上増加することが確実と見込まれること。
 - (2) 目標年度までに各々の作付面積に占める高収益作物の作付面積割合が 5 パーセントポイント以上増加することが確実と見込まれるブロックにおける施設は、本要綱第 2 の 2 から 7 までの施設又は末端支配面積がおおむね 5 ha 以上の施設であること。ただし、管水路にあっては、末端支配面積の制限を設けないものとする。
- 2 本事業を令第 49 条第 1 項第 4 号に掲げるものとして行う場合における同号の農林水産大臣が定める基準は、本要綱第 2 の 9 の (1) 及び (2) に掲げるものとする。
- 3 本要綱第 2 の 1 に規定する事業（本事業を除く。）のうち、目標年度までに当該事業の受益農地における作付面積に占める高収益作物の作付面積割合が 5 パーセントポイント以上又高収益作物の作付面積が 100ha 以上増加することが確実と見込まれるものについては、農村振興局長が別に定めるところにより、この別紙 5 に基づく事業とすることができる。

第 3 産地形成調査

本事業を実施する場合、地方農政局長等は、本要綱第 4 の 1 に定める地区調査に代わり、原則として、次により産地形成調査を行うものとする。また、産地形成調査は、促進調査と状況調査から構成され、産地形成調査に必要な経費は、全額国庫負担とし、本事業の事業費には含まれないものとする。

- 1 促進調査は、事業の採択に先立ち、地方農政局長等の上申に基づき、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の実施の必要性、技術的可能性及び経済的妥当性

について検討を行うものとし、土地改良事業計画の案及び高収益作物導入計画を作成するものとする。

- 2 状況調査は、地方農政局長等の上申に基づき、本事業の着手後から目標年度まで実施できるものとし、農村振興局長が別に定めるところにより、産地形成の展開状況について調査を行うものとする。

(別紙 6)

国営水利システム再編事業（農地集積促進型）

第 1 目的

国営水利システム再編事業（農地集積促進型）（別紙 6 において「本事業」という。）は、国営土地改良事業により形成された農業水利システムが現存する地域において、水管理労力の負担増を抑制しつつ、経営の自由度を確保できる需要主導型のシステムへの転換を図るため、農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用排水施設の再編を行い、もって農業の生産性の向上、農業構造の改善、農地集積の促進等に資することを目的とする。

第 2 事業の内容

本事業は、法に基づく農業用排水施設の新設、廃止又は変更を行う事業であって、本要綱第 2 の 9 に定めるところにかかわらず、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。

1 農村振興局長が別に定める担い手農地利用集積計画における目標年度までに、本事業の受益面積に占める、農村振興局長が別に定める基準を満たす経営体（以下「担い手」という。）の農村振興局長が別に定める経営等農用地面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）が、次に掲げるいずれかに該当することが確実と見込まれること。

(1) 当該地区の受益面積に占める水田及び畑作物（経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）の別紙 2 に規定する畑作物）を作付けする畑地を合わせた面積の割合がおおむね 8 割以上の場合

ア 事業開始時における担い手農地利用集積率が 80%未満である場合にあっては、これが 80%以上となること。

イ 事業開始時における担い手農地利用集積率が 80%以上 90%未満である場合にあっては、これが 5 パーセントポイント以上増加すること。

ウ 事業開始時における担い手農地利用集積率が 90%以上 95%未満である場合にあっては、これが 95%以上となること。

エ 事業開始時における担い手農地利用集積率が 95%以上である場合にあっては、事業の実施により、担い手への利用集積が図られること。

(2) (1) 以外の場合

ア 事業開始時における担い手農地利用集積率が 50%未満である場合にあっては、これが 50%以上となること。

イ 事業開始時における担い手農地利用集積率が 50%以上 90%未満である場合にあっては、これが 5 パーセントポイント以上増加すること。

ウ 事業開始時における担い手農地利用集積率が 90%以上 95%未満である場合にあっては、これが 95%以上となること。

- エ 事業開始時における担い手農地利用集積率が95%以上である場合にあっては、事業の実施により、担い手への利用集積が図られること。
- 2 本事業の受益地内に国営土地改良事業により形成された農業水利システムが現存すること。
 - 3 本事業を令第49条第1項第4号に掲げるものとして行う場合における同号の農林水産大臣が定める基準は、本要綱第2の9の(1)及び(2)に掲げるものとする。

第3 水利システム再編計画策定調査

地方農政局長等は、本事業の採択に先立ち、本要綱第4の1に定める地区調査に代わり、原則として、次により水利システム再編計画策定調査を行うものとする。

- 1 地方農政局長等は、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の実施の必要性、技術的可能性、経済的妥当性等について調査を行い、本事業に係る土地改良事業計画の案を作成するものとする。
- 2 地方農政局長等は、必要に応じて本事業の実施に関する技術的検討を行うものとする。
- 3 水利システム再編計画策定調査に必要な経費は、全額国庫負担とし、本事業の事業費には含まれないものとする。

第4 その他

国営水利システム再編事業（農地集積促進型）実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2032号農林水産事務次官依命通知）の廃止前に採択されている本要綱第2の1に規定する事業（本事業を除く。）であって、第2の要件に該当する地区については、農村振興局長が別に定めるところにより、この別紙6に基づく事業とすることができる。

(別紙 7)

国営流域治水対策事業

第 1 目的

国営流域治水対策事業（別紙 7 において「本事業」という。）は、治水協定ダムの利水機能の確保及び洪水調節機能の強化のための農業用排水施設の整備並びに流域治水対策に資する農業用排水施設の整備を行い、もって農業生産性の維持及び農業経営の安定に資することを目的とする。

第 2 事業の内容

1 本事業は、法に基づく農業用排水施設の新設、廃止又は変更（堆砂対策を含む。）を行う事業であって、本要綱第 2 の 9 に定めるところにかかわらず、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 次のいずれかの要件を満たす場合

ア 流域治水プロジェクト（本要綱第 2 の 10 (1) のアの①又は②に規定するものをいう。）が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するものであり、同プロジェクトに本事業の対象となる施設が位置付けられたもの又は位置付けられる見込みであること。

イ 河川管理者、ダム管理者等との間において、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年 12 月 12 日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づく治水協定を締結済み又は締結する見込みであること。

(2) 治水協定ダムを本事業の対象とする場合には、治水協定ダムの洪水調節に利用可能な容量を増大させること。その他の農業用排水施設を本事業の対象とする場合には、計画排水量の増大、洪水の速やかな流下、内水の速やかな排除等、流域治水の取組の強化に資すること。

2 本事業を令第 49 条第 1 項第 4 号に掲げるものとして行う場合における同号の農林水産大臣が定める基準は、本要綱第 2 の 9 の (1) 及び (2) に掲げるものとする。

第 3 地区調査の実施

地方農政局長等は、本事業の採択に先立ち、原則として本要綱第 4 の 1 に定める地区調査を行うものとする。

第 4 その他

既に採択されている本要綱第 2 の 1 に規定する事業（本事業を除く。）のうち、第 2 の 1 に掲げる要件に該当するものについては、農村振興局長が別に定めるところにより、この別紙 7 に基づく事業とすることができる。

(別紙 8)

低炭素農業水利システム構築事業

第 1 目的

低炭素農業水利システム構築事業（別紙 8 において「本事業」という。）は、省エネルギー化や再生可能エネルギー利用のための農業用排水施設の整備を行い、もって農業生産性の維持及び農業経営の安定に資することを目的とする。

第 2 事業の内容

- 1 本事業は、法に基づく農業用排水施設の新設、廃止又は変更を行う事業であって、本要綱第 2 の 2 及び 9 に定めるところにかかわらず、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。
 - (1) 農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の受益地に存在する農業用排水施設の年間エネルギー使用量の削減及び再生可能エネルギーの利用に係る事項を定めた省エネルギー化・再生可能エネルギー利用促進計画が策定されていること。
 - (2) 省エネルギー化又は再生可能エネルギー利用のための整備の対象となる農業用排水施設の末端支配面積がおおむね 100ha 以上(畑に係るものにあつては 20ha 以上)であること。
 - (3) 農村振興局長が別に定める要件が満たされていること。
- 2 本事業を令第 49 条第 1 項第 4 号に掲げるものとして行う場合における同号の農林水産大臣が定める基準は、本要綱第 2 の 9 の (1) 及び (2) に掲げるものとする。

第 3 地区調査の実施

地方農政局長等は、本事業の採択に先立ち、原則として本要綱第 4 の 1 に定める地区調査を行うものとする。

第 4 その他

既に採択されている本要綱第 2 の 1 に規定する事業（本事業を除く。）のうち、第 2 の 1 に掲げる要件に該当するものについては、農村振興局長が別に定めるところにより、この別紙 8 に基づく事業とすることができる。

(別紙 9)

国営施設集約再編事業

第 1 目的

国営施設集約再編事業（別紙 9 において「本事業」という。）は、食料の安定的な生産に不可欠な基盤である国営土地改良事業によって造成された農業用排水施設（別紙 9 において「施設」という。）の老朽化等による機能低下がみられる地域において、施設の集約・再編を伴う整備を行い、もって農業生産性の維持及び農業経営の安定並びに農業水利ストックの適正化に資することを目的とする。

第 2 事業の内容

- 1 本事業は、本要綱第 2 の 9 に定めるところにかかわらず、次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。
 - (1) 施設長寿命化計画において、老朽化等による機能低下がみられる施設であり、補修又は更新を要するもの。
 - (2) 前項に該当する施設のうち、集約・再編を行う施設が存在すること。
 - (3) 施設の集約・再編を行うことにより、総費用の低減が図られること。

- 2 本事業を令第 49 条第 1 項第 4 号に掲げるものとして行う場合における同号の農林水産大臣が定める基準は、本要綱第 2 の 9 の (1) 及び (2) に掲げるものとする。

第 3 地区調査の実施

- 1 地方農政局長等は、本事業の採択に先立ち、本要綱第 4 の 1 に定める地区調査を行うものとする。
- 2 地方農政局長等は、地区調査において、施設の集約・再編に係る技術的可能性及び経済性について検討を行い、総費用を低減できることを明らかにするものとする。

(別紙 10)

国営施設機能保全総合対策事業

第 1 目的

国営施設機能保全総合対策事業（別紙 10 において「本事業」という。）は、食料の安定的な生産に不可欠な基盤である国営土地改良事業等によって造成された農業用排水施設（別紙 10 において「施設」という。）について、突発事故等の不測の事態が発生した場合、不測の事態のリスクがある場合、老朽化等により機能低下がみられる場合等において必要な調査及び当該調査の結果に基づく施設の機能を保全するための整備等を行い、もって農業生産性の維持及び農業経営の安定並びに農業水利ストックの適正化に資することを目的とする。

第 2 施設機能保全検討調査

本事業を実施する場合、地方農政局長等は、本要綱第 4 の 1 に定める地区調査に代わり、原則として、次により施設機能保全検討調査を実施するものとする。

1 調査の内容

- (1) 次に掲げる施設における突発事故の発生原因の究明調査、機能診断、耐震性の点検・調査、対策工法の検討等
 - ア 突発事故が発生した施設
 - イ 自然災害により被災した施設
 - ウ ア又はイと同様のリスクがある施設（事故の兆候が認められた施設を含む。）
 - エ 一度発生すれば大災害になり得る大規模地震が発生した際、人命・財産等への影響が大きいことその他の農村振興局長が別に定める要件に該当する施設
 - オ 老朽化等により機能低下がみられる施設
- (2) (1) を踏まえ必要に応じて行う次に掲げる計画等の作成
 - ア 土地改良施設突発事故復旧・防止事業（直轄）実施要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2306 号農林水産事務次官依命通知）第 7 の 1 に掲げる応急工事計画
 - イ 農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧事業事務取扱要綱（昭和 55 年 9 月 4 日付 55 構改 D 第 575 号農林水産事務次官依命通知）第 4 に掲げる災害復旧事業計画書
 - ウ 土地改良施設突発事故復旧・防止事業（直轄）実施要綱第 7 の 2 に掲げる緊急防災等工事計画
 - エ 施設長寿命化計画
 - オ 土地改良事業計画の案

2 調査の実施

- (1) 地方農政局長等は、農村振興局長が別に定めるところにより、施設機能保全検討調査を実施するものとする。
- (2) 地方農政局長等は、調査の実施結果を農村振興局長に報告するものとする。

- (3) 施設機能保全検討調査に要する費用は、全額国庫負担とし、第3の3に定める施設機能保全事業の事業費に含まないものとする。

第3 対策事業

第2の施設機能保全検討調査に基づく対策事業は、次により実施するものとする。

1 突発事故復旧事業

第2の1の(1)のアの施設の復旧を行うものであり、第2の1の(2)のアにより作成した計画を活用し、土地改良施設突発事故復旧・防止事業(直轄)実施要綱に基づき実施することを原則とする。

2 災害復旧事業

第2の1の(1)のイの施設の復旧を行うものであり、第2の1の(2)のイにより作成した計画を活用し、農地及び農業用施設に係る直轄及び代行災害復旧事業事務取扱要綱に基づき実施することを原則とする。

3 事故防止事業

第2の1の(1)のウのうち、事故の兆候が認められた施設の事故の未然防止を行うものであり、第2の1の(2)のウにより作成した計画を活用し、土地改良施設突発事故復旧・防止事業(直轄)実施要綱に基づき実施することを原則とする。

4 施設機能保全事業

(1) 施設機能保全事業は、第2の1の(1)のウ、エ又はオの施設の機能の保全を目的とした当該施設の変更を行うものであり、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。なお、施設機能保全事業において、第2の1の(1)のウ又はエの施設を整備の対象に含む場合には、本要綱第2の9の規定は、適用しない。

ア 第2の1の(1)のオの施設を整備の対象に含む場合には、土地改良事業計画と施設長寿命化計画の整合が図られていること。

イ 農村振興局長が別に定める要件が満たされていること。

(2) 施設機能保全事業を令第49条第1項第4号に掲げるものとして行う場合における同号の農林水産大臣が定める基準は、本要綱第2の9の(1)及び(2)に掲げるものとする。

第4 施設機能保全事業の実施

農林水産大臣は、施設機能保全事業の採択を行った場合には、速やかにその開始に係る手続きを了し、当該事業に着手するものとする。

第5 その他

既に採択されている本要綱第2の1に規定する事業(本事業を除く。)であって、第3の4の要件に該当する地区については農村振興局長が別に定めるところにより、この別紙10に基づく事業とすることができる。